

年末を 無事故で過ごし よい年始

令和5年 年末の
交通安全県民運動



令和4年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 岐阜県教育委員会賞 瑞穂市立穂積中学校2年生(受賞当時) 水谷 悠希さんの作品

実施期間

令和5年12月11日(月)～12月20日(水)

運動重点

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 飲酒運転等の危険運転の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と安全利用の促進

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

推進項目1 運転者に対する安全運転の周知

日没30分前の早めのライト点灯と、ハイビームを適切に使用しましょう。
ハイビームは「走行用前照灯」、ロービームは「すれ違い用前照灯」です。



推進項目2 歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発

歩行者・自転車利用者は、目立つ色の服や反射材を身に着け、自分の姿を見えやすくして、夜間の交通事故防止に努めましょう。

推進項目3 街頭活動の強化

街頭での安全指導や広報啓発活動を推進し、夕暮れ時からの交通事故防止を図りましょう。
こどもの登下校の時間帯に合わせ、日常生活の中でこどもたちを見守りましょう。



こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

推進項目1 横断歩道における歩行者最優先の徹底

歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、直前で停止できる速度で進行する義務があります。



推進項目2 こどもの交通ルールの遵守

見守り活動などにより、交通ルールや道路での危険を予測する力の向上を図りましょう。
道路を横断するときは、手を上げるなどして、運転者に横断する意思を伝えましょう。

推進項目3 高齢者に対する交通事故防止

加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぶ影響を理解し、安全に運転しましょう。

地域ぐるみの見守り活動 ~ながら見守り~

外に出て
花の水やりをする

家の前で
掃き掃除をする

犬の
散歩をする

時間と場所を工夫して、日常生活の中で登下校中のこどもたちを見守りましょう。

こどもや高齢者、障害のある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

飲酒運転等の危険運転の根絶

推進項目1 飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、
「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境をつくりましょう。
家庭では二日酔い、職場では飲酒後帰宅手段、
飲酒先ではハンドルキーパーを確認しましょう。



推進項目2 妨害運転(あおり運転)の根絶に向けた啓発の推進

思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。
被害防止のためドライブレコーダを搭載し、
あおり運転を受けた場合は、車内から安全な110番通報をしましょう。

自転車等のヘルメット着用と安全利用の促進

推進項目1 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行、
歩道は歩行者優先など、交通ルールを守って走行しましょう。



推進項目2 ヘルメットの着用努力義務の周知等

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」、道路交通法により、
全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
特定小型原動機付自転車を運転するときは、交通事故の被害を軽減するため、
ヘルメットを着用しましょう。

推進項目3 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知

自転車事故が起きた場合の被害者の救済と自転車利用者の経済的負担の軽減を図るため、
自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

推進項目4 自転車の点検整備等

乗車前に必要な点検整備を行い、両側面には反射器材を装着しましょう。
夕暮れ時からは早めにライトを点灯し、交通事故防止を図りましょう。

早めのライト点灯とハイビームの適切な使用

ライト
点灯時間の
目安

12月
午後4時

1月
午後4時30分

2月
午後5時

3月
午後5時30分

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)



内閣府
交通安全チラシ



① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。
道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、
夜間は必ずライトを点灯しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。
お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せる時には、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

過去5年間(平成30年～令和4年)
ヘルメット着用状況別の致死率



特定小型原動機付自転車 ～いわゆる電動キックボード等～

【保安基準への適合等】

道路運送車両の保安基準に適合・自賠責保険(共済)に加入・ナンバープレートの取り付けが必要

警察庁ウェブサイト
特設ページ

車両区分	速度等(速度抑制装置で制御)	免許	年齢制限
特定小型原動機付自転車	時速20キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点灯	免許不要	16歳未満運転禁止
特例特定小型原動機付自転車	時速6キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点滅	免許不要	16歳未満運転禁止



※形状が電動キックボードでも、法律で定めた基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。
※交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

【歩道を通行できる場合】

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができます。
通行することができる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。
歩道では、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行。
歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附のもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、

岐阜県環境生活部県民生活課(Tel.058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

YuYu倶楽部／Dream Power実行委員会／(特非)ぎふ長良川走ろう会／(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会／
脇若保雄／岐阜県民共済生活協同組合／中濃消防組合交通安全青年部会／全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部／
光徳寺／田中英次／(一社)岐阜県自動車会議所 その他匿名3名 (令和4年度中：順不同、敬称略)